

江差町子どもの未来応援事業（学習支援）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学習塾等の利用に係る経費の一部を助成し、子育て世帯の負担を軽減することにより、子どもたちの学力向上を図ることで将来の貧困の連鎖を断ち切ることを目的に実施する江差町子どもの未来応援事業（学習支援）に関して、江差町補助金等交付規則（昭和54年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習塾等 学校の教育活動以外の場において、教育サービスを提供する学習塾（自宅に講師を派遣するもの及び通信教育を含む。）及び文化・スポーツ教室をいう。
- (2) 児童生徒 江差町立小中学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者がいない場合は、児童生徒と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を維持する者をいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、江差町に住所を有する児童生徒の保護者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者及びその世帯に属している者。
- (2) 江差町就学援助費支給要綱（平成25年教育委員会訓令第1号）に基づく就学援助費を受けている者及びその世帯に属している者。

（助成の内容）

第4条 町長は、助成対象者の世帯に属する児童生徒（以下「助成児童生徒」という。）が学習塾等を利用した場合において、その利用に係る経費を助成するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、次の表の左欄に掲げる助成基準に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を上限とする。

区分	助成基準		助成金の額
1	月謝、受講料、会費その他これらに準じるもの	毎月の経費	月額 15,000円
2	初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代 その他これらに準じるもの）	購入及び支払に係る経費を合算した額	年額 10,000円
3	試験料、学力テスト料その他これらに準じるもの		
4	道具、教材、教具代		
5	ユニフォーム代		
6	その他、町長が必要と認めるもの		

(助成の申請等)

第5条 助成を受けようとする者は、江差町子どもの未来応援事業（学習支援）助成申請書（様式第1号）に必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、助成の可否の決定について、江差町子どもの未来応援事業（学習支援）助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに江差町子どもの未来応援事業（学習支援）申請事項変更届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。なお、変更届出書の最終の受付期限については、2月末日までとする。

4 助成決定者は、学習塾等を退会したこと等の事由により助成を必要としなくなったとき（年度途中での習い事等の種別の変更を除く）は、直ちに江差町子どもの未来応援事業（学習支援）資格喪失届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第6条 町長は、当該利用に係る助成金について助成決定者の希望により概算払をすることができる。助成決定者が助成金の概算払を受けようとするときは、江差町子どもの未来応援事業（学習支援）概算払申請書（様式第5号）を交付決定後に速やかに町長に提出しなければならない。また、変更交付決定となったときも同様とする。

(実績報告)

第7条 助成決定者は、江差町子どもの未来応援事業（学習支援）実績報告書（様式第7号）に関係書類（年間の領収書等の写し）を添えて3月末日までに町長に提出しなければならない。

(助成決定者の遵守事項)

第8条 助成決定者は、助成に係る権利を譲渡し、転貸し、その他不正の手段により行使してはならない。

(助成決定の取消し等)

第9条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成決定者に係る助成の決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消した部分について、既に助成金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 助成資格を喪失したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(4) その他学習塾等の利用の形態が不適切であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消すときは、江差町子どもの未来応援事業（学習支援）助成決定取消通知書（様式第6号）により、当該取消しに係る事項を助成決定者に通知するものとする。

(学習塾等の遵守事項)

第10条 学習塾等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切なサービスの提供に努めること。
- (2) サービスの提供に当たって児童生徒の安全の確保に努めること。
- (3) 個人情報の保護に関し必要な措置を講ずること。
- (4) 第11条の規定による調査等の求めに応じること。
- (5) 助成決定者が第8条及び第9条第1項第3号の規定に違反していることを確認したときは、その旨を速やかに町長に報告すること。
- (6) その他町長が必要と認める事項。

(調査等)

第11条 町長は、学習塾等による学習指導の実施の状況について、当該事業者の説明若しくは資料の提出を求め、又は実地調査をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。